

水俣病訴訟

HuRP通信
2012年

3月号 (第67号)

<http://www.hurp.info>

「ノーモア・ミナマタ訴訟」の現代的意義を知る ——加害企業、国、県の責任を認めさせたたたかい

2011年3月25日熊本地方裁判所前の様子



2011年3月11日、東日本大震災と福島第1原発事故から、1年。未だに国や東電の責任がごまかされたままです。そこに生活していた人が当たり前人間らしく生きることができない状態にした責任がなぜ、素直に認められないのか、憤りと怒りの気持ちを抑えることができません。1960年代に明らかになった公害病のたたかいもまさに、今回と同じ構図の中にありました。そのことの解決が半世紀を過ぎても、なお十分ではないこともまた、日本国憲法を持つこの国と人々の克服されない課題ではないかと思えます。

さて、同じ3月にその克服されなかった問題に1つの前進がありました。「ノーモア・ミナマタ訴訟」の歴史的和解です。今回、この訴

訟の弁護団に会ってきたので、ご紹介します。

2011年3月25日、ノーモア・ミナマタ訴訟（熊本）は、2492人の全原告につき、原告勝利の和解が成立しました。提訴以来、2005年10月の第1陣提訴以来5年半に及び訴訟が決着した瞬間でした。

「水俣病訴訟」については、ご存じの方も多いたと思いますが、簡単に紹介します。

水俣病は、新日本窒素肥料（現在のチッソ）水俣工場が海に流した廃液により引き起こされた公害病です。世界的にも「ミナマタ」の名で知られています。水俣病は、チッソの水俣工場がアセトアルデヒドの生産に触媒として使用した無機水銀（硫酸水銀）から発生したとするメチル水銀（触媒の反応過程で副生されたア

ルキル水銀化合物(主として塩化メチル水銀)を特に 1950 年代から 60 年代にかけて水俣湾(八代海)にほぼ未処理のまま多量に廃棄(排水)されたことに起因しています(新潟水俣病も同じです)。

すでに 1942 年頃から、水俣病らしき症例が見られたといわれていますが、1952 年頃には水俣湾周辺の漁村地区を中心に、猫・カラスなどの不審死が多数発生し、同時に特異な神経症状を呈して死亡する住民がみられるようになり、そうした中、長く続く水俣病訴訟は 1969 年 6 月 14 日、熊本水俣病患者・家族のうち 112 人がチッソを被告として、熊本地裁に損害賠償請求訴訟(熊本水俣病第一次訴訟)を提起したことに始まります。

さて、今回の「ノーモア・ミナマタ訴訟」は、2004 年 10 月、最高裁が関西訴訟に対する判決で、水俣病の被害拡大について、排水規制など十分な防止策を怠ったとして、①国および熊本県の責任を認めたこと、②また認定基準については、昭和 52 年判断条件は補償協定に定め

た補償内容を受るにたる要件として限定的に解釈すべきであること、③その症状の一部しか有しないものについてもメチル水銀の健康影響を認め、チッソなどに 600 万円～850 万円などの賠償の支払いを命じたことを受けて、2005 年 10 月 3 日に「ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟」(第 1 陣原告 50 名)が提訴したことに始まります。

その長いたたかひの結果、「チッソ・国・熊本県」がその責任で一時金、医療費、療養手当を補償するという内容の勝利的和解を勝ちとったわけです。

改めて「当たり前権利のための闘争」が様々な困難の中で、多くの方々の力で前進していることを知るこの意味。福島第 1 原発事故は、しばらく眠っていた私たちの権利意識を目覚めさせてくれたと思いますが、このことを継続するため意味でも、今なお続く公害病とのたたかひを知ることが重要だと思います。

(K)

「富山イタイタイ病」のたたかひから学ぶ

第 2 回

——福島第 1 原発事故のどう向き合うか

◆ 「富山イタイタイ病」と裁判 ——人間軽視と企業の利潤追求、責任回避の姿勢

私たちは以上のような思いから、その四大公害裁判の中から、まず先に調査を行った「富山イタイタイ病」のたたかひの歴史と裁判について再び調査することにしました。

「富山イタイタイ病」は、神通川下流域である富山県婦中町(現・富山市)において、1910 年代から 1970 年代前半にかけて多発し

た公害病です。

1 「富山イタイタイ病」とは

病名の由来は、患者が「痛い、痛い(いたい、いたい)」と泣き叫んだ事からで、1955 年に地元の開業医である萩野昇氏が地元『富山新聞』記者が取材に訪れた際、看護婦が患者を「イタイタイさん」と呼んでいると聞き、1955 年 8 月 4 日の同紙社会面で初めて病

名として報じられました。

記事の中で、荻野医師は「この病気は婦負郡中部および対岸の富山市南郊から上新川郡にかけての神通川本流水系に発生。患者はこの地域に長年住んでいる 35 歳から更年期にかけての女性が多い。症状は腰・肩・膝などの鈍痛に始まり、やがて大腿や上膊部の神経痛のような痛みとなり、進行すると少しの動作でも骨折するようになり、引き裂かれるような痛みを感じる。」とこの病気の内容を述べています。

また、神岡鉱山から排出されたカドミウムが神通川水系を通じて下流の水田土壌に流入・堆積し田の多くが汚染されました。

その後、さまざまな原因究明の研究が行われた結果、1968 年 5 月、厚生省（現厚労省）は「イタイタイ病の本態はカドミウムの慢性中毒による骨軟化症であり、カドミウムは神通川上流の神岡鉱業所の事業活動のよって排出されたものである。」と断定しました。これによってイタイタイ病は政府によって認定された公害病の第 1 号になったのです。

2 「富山イタイタイ病」裁判

1966 年 11 月、被害者の家族や遺族らがイタイタイ病対策協議会（略称:イ対協）を結成し、神岡鉱業所と交渉をしましたが、企業側の対応が冷ややかだったためイ対協は裁判を行うことを決意し、それに応えて 1968 年 1 月、全国から集まった 20 人の弁護士によってイタイタイ病訴訟弁護団を結成されました。

そして 1968 年 3 月 9 日、患者・遺族 28 人が三井金属鉱業を相手に総額約 6 億 3000 万円の第 1 次訴訟を起こし、第 1 審は原告勝訴の判決（1971 年 6 月）、三井金属鉱業が控訴した第 2 審も原告勝訴の判決（1972 年 8 月 9 日）をかちとりました。三井金属鉱業は上告を断

念し、第 2 次以下の訴訟も判決内容にしたがって被害者補償を行うことが決められました。

また判決ではカドミウムの放流とイタイタイ病とは因果関係があると断定しました。三井金属鉱業は第 5 次訴訟まで総額 23 億 5633 万円の損害賠償金の支払い、農業被害の賠償と汚染土壌の復元義務、住民の立ち入り調査権を認めた公害防止協定書の締結の 3 点を内容とする和解に応じることとなったのです。

3 「富山イタイタイ病のたたかい」から学ぶ

1968 年、政府によって第 1 号公害病と認定されたものの、工場が輩出するカドミウムがその原因と断定されるまで、裁判も含め長く苦しい被害者と支援者のたたかいがありました。

多くの人々が原因もわからないまま、命を奪われる。その「怒り」を結実させた「富山イタイタイ病」のたたかいは、まさに人間の尊厳をかけたたたかいでした。

「企業の責任を追及し明らかにさせ、被害の補償を実現し、人が人らしく暮らすことのできる社会を作る」。

福島第 1 原発事故がもたらした様々な被害に対して政府、東京電力の責任を明らかにし、問題を解決させるためにも、また今後起こるかもしれない様々な人権侵害とのたたかいにとっても、そのために何が最も大切なのかを「富山イタイタイ病のたたかい」から得たいと思います。と全く同じ構造なのです。

今日でも政府や利潤最優先とする企業が存在しているという事実を福島第 1 原発事故は、「証明」したともいえます。この国は未だに一人ひとりのいのちを大切に人権意識が定着していない、この現実を受け止めなければなりません。

♪ オノQの今月の一曲 ♪

“労働 CALLING” (怒髪天, 2009)

・現代を勇気づける“R&E”の精神

怒髪天は北海道出身のメンバーによるパンクバンドです。91年頃にメジャーデビューを果たすも、その後は活動休止、インディーズに転向、04年に再びメジャーデビューと浮き沈みがあったので注目を集めた時期からすれば遅咲きのバンドともいえそうです。

彼らは自らの音楽を「R&E (リズム&演歌)」と称しています。確かに、社会に生きるうえでのやりきれ

ない想いを、こぶしをきかせて歌い上げる点では演歌の悲哀に通じるのですが、どこかコミカルで明るい雰囲気もあり、辛さや悲しさを笑い飛ばす彼らの力強さが根強い支持につながっているようです。紹介する曲も、毎日仕事に追われる現代人の悲哀を歌い上げたものです。曲中の「こんな日本に誰がした〜♪」という歌詞は切実ですが、それをみんなで歌える曲にしたことに、辛さに対してみんなで対抗しようという、怒髪天ならではの希望の精神を感じます。なお、この曲名は先回紹介をさせていただいたパンクバンド、The Clashの名曲“London Calling”へのオマージュなのでしょう。

世知辛い世の中に疲れた現代人を勇気づけてきた彼らですが、震災以降はどんな活動を展開してくれるのでしょうか。希望が必要なときこそ、怒髪天のダミ声を聴きたくくなります。



ボーカルの増子直純

★編集後記★

東京・豊島区の桜がようやく咲きはじめました。まずは、3月号の発送が遅れましたことをお詫びいたします。事務所の引っ越し、スタッフの事情で月をまたいでしまいました。すみません。これからは気を引き締めて参ります。HuRP事務所の引っ越しは、無事終了しました。ホームページの更新はこれからですが、住所・電話番号等は下記の通りです（メールアドレスに変更はありません）。

みなさん、3月はとても寒い日が続いていましたが、どのようにお過ごしでしたか。「3.11」から1年、この日を毎年どのような思いで過ごすのだろうか、と考えさせられました。私はあらためて、経済至上主義・自己責任論を支える価値観に対して、いろいろな方法で異議申立てをしなければ、また、それを共有できる人々と行動したい、という強い思いに駆られました。『3・11と憲法』（2012年3月刊行、日本評論社）を前回ご紹介しましたが、お勧めします。まだ未読の方、ぜひご覧ください。

さて、もうひとつ、今年のHuRP主催イベントがついに始動です。次回4月号でご案内する予定ですが、6月に、金大中氏（元・韓国大統領）の生涯を通じて、東アジアの歴史を学び平和を考えるものです。ご期待ください。

(A)

特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」(HuRP:ハーブ)
Human Rights and Peace Information Center Japan (HuRP)

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-17-8 丸十ビル 402号
TEL/FAX 03-6914-0085 e-mail hurp@hurp.info HP <http://www.hurp.info/>